

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省老人保健課 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A
(Vol.3) (令和3年3月26日)
の送付について

計88枚（本紙を除く）

Vol.952

令和3年3月26日

厚 生 労 働 省 老 健 局

老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

〔貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3948、3971、3979)

FAX：03-3595-4010

【通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】

○ A D L維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について

問 34 L I F E を用いた Barthel Index の提出は、合計値でよいのか。

(答)

令和3年度にA D L維持等加算を算定する場合に、L I F Eを用いて提出する Barthel Index は合計値でよいが、令和4年度以降にA D L維持等加算を算定することを目的として、Barthel Index を提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。

問 35 事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるとは、どのような意味か。

(答)

サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。

問 36 これまでA D L維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。

(答)

- ・ 令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L維持等加算〔申出〕の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E上でA D L利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。
- ・ 令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L維持等加算〔申出〕の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E上でA D L利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。
- ・ なお、「A D L維持等加算〔申出〕の有無」について、「2 あり」と届け出たが、L I F Eでの確認の結果、A D L利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、A D L維持等加算を算定する意思がなければ、「A D L維持等加算〔申出〕の有無」について、届出を「1 なし」に変更すること。

問 37 これまで、初めて A D L 維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「A D L 維持等加算【申出】の有無」の届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更はあるのか。

(答)

令和 3 年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。令和 4 年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。

問 38 これまで A D L 維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。

(答)

各事業者が L I F E を用いて A D L 利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。

問 39 これまで評価対象利用開始月と、当該月から起算して 6 月目の値で評価しているが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して 6 月目となったのは、後の月が 1 月ずれたということか。

(答)

貴見のとおり。

問 40 令和 2 年度の A D L 値を遡って入力する際に、過去分の A D L 値については評価者がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題ないか。

(答)

令和 2 年度分の A D L 値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和 3 年度以降の A D L 値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。

問 41 同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間はどうなるのか。

(答)

要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用開始月となる。

問 42 指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」をどのように記載すればよいか。

(答)

A D L 維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」を「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」を「1 なし」とする。

○ A D L 維持等加算(Ⅲ)について

問 43 令和4年度もA D L 維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「A D L 維持等加算〔申出〕の有無」が「2 あり」、「A D L 維持等加算Ⅲ」が「2 あり」という記載することで良いか。

(答)

貴見のとおり。